

国民健康保険(国保)についてのお知らせ



国民健康保険税の税率が変わります
 ～国保の安定した運営のため、ご理解とご協力をお願いします～



令和7年度国民健康保険税率



今年度の税率変更のポイント

- ・法令の改正に伴い、課税限度額を見直しました。
- ・岐阜県から示された標準保険料率(一定の方式で算定した笠松町の標準的な保険料率)を参考に保険税率の改正を行いました。
- ・応能・応益(注1)の割合を考慮し、均等割額・平等割額の改正を行いました。

国民健康保険税(年間)			令和6年度	令和7年度
医療給付費分	所得割額	基準総所得金額に乘ずる率	7.54%	7.69%
	均等割額	加入者1人につき	31,900円	33,100円
	平等割額	1世帯につき	21,900円	22,600円
	課税限度額		650,000円	660,000円
後期高齢者 支学金等分	所得割額	基準総所得金額に乘ずる率	2.85%	2.85%
	均等割額	加入者1人につき	11,800円	12,100円
	平等割額	1世帯につき	8,100円	8,300円
	課税限度額		240,000円	260,000円
介護納付金分	所得割額	基準総所得金額に乘ずる率	2.34%	2.30%
	均等割額	加入者1人につき	12,000円	11,800円
	平等割額	1世帯につき	6,100円	6,100円
	課税限度額		170,000円	170,000円

(注1) 応能：経済的負担能力に応じたもの(所得割額)
 応益：被保険者数や世帯に応じたもの(均等割額+平等割額)

国民健康保険税の軽減制度

世帯主(国保未加入の世帯主を含む)と被保険者、特定同一世帯所属者(注2)の前年中の総所得金額などの合計額が次の軽減基準額に該当する世帯は、均等割額と平等割額が一定割合(7割・5割・2割)軽減されます。

ただし、低所得世帯でも所得申告されていない場合は、軽減の対象となりません。
 また、軽減判定所得基準額を引き上げることで、軽減制度を拡充しました。

軽減割合	軽減判定基準額	
	令和6年度	令和7年度
7割軽減	[43万円+B×10万円]以下の世帯	[43万円+B×10万円]以下の世帯
5割軽減	[43万円+(B×10万円)+(29.5万円×A)]以下の世帯	[43万円+(B×10万円)+(30.5万円×A)]以下の世帯
2割軽減	[43万円+(B×10万円)+(54.5万円×A)]以下の世帯	[43万円+(B×10万円)+(56万円×A)]以下の世帯

A・・・世帯の被保険者数 + 特定同一世帯所属者数
 B・・・給与と所得を有する者または公的年金等に係る所得を有する者の数から1を引いた数

(注2) 特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療制度への移行により国保から脱退した方のうち、同じ世帯に国保被保険者がいる方です。ただし、継続して移行時と同じ世帯であることが条件です。